

森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定について（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 林整計第 352 号林野庁長官通知）

一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改

正

後

第 3 部 測量業務

第 1 章 測量業務積算基準

1－1・1－2 （略）

1－3 測量業務費の積算方式

1－3－1 測量業務費

測量作業費 ＝（直接測量費）＋（間接測量費）＋（一般管理費等）
＝（直接測量費）＋（諸経費）
＝ {(直接測量費)－(成果検定費)} × {1＋(諸経费率)} ＋（成果検定費）

1 （略）

2 諸経費

測量作業に係る諸経費は、表 1－1 により直接測量費（成果検定費を除く。）毎に求められた諸経费率を、当該直接測量費（成果検定費を除く。）に乗じて得た額とする。

表 1－1 諸経费率標準値

直接測量費 (成果検定費を除く。)	50 万円以下	50 万円を超え 1 億円以下		1 億円を 超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(注) 1 の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	95.8%	288.50	－0.084	61.4%

(注) 1・2 （略）

3 （略）

現

行

第 3 部 測量業務

第 1 章 測量業務積算基準

1－1・1－2 （略）

1－3 測量業務費の積算方式

1－3－1 測量業務費

測量作業費 ＝（直接測量費）＋（間接測量費）＋（一般管理費等）
＝（直接測量費）＋（諸経費）
＝ {(直接測量費)－(成果検定費)} × {1＋(諸経费率)} ＋（成果検定費）

1 （略）

2 諸経費

測量作業に係る諸経費は、表 1－1 により直接測量費（成果検定費を除く。）毎に求められた諸経费率を、当該直接測量費（成果検定費を除く。）に乗じて得た額とする。

表 1－1 諸経费率標準値

直接測量費 (成果検定費を除く。)	50 万円以下	50 万円を超え 1 億円以下		1 億円を 超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(注) 1 の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	91.2%	371.23	－0.107	51.7%

(注) 1・2 （略）

3 （略）